

○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部公印規程

昭和56年12月25日

訓令第2号

改正 昭和57年9月24日訓令第2号

平成8年3月25日水企訓令第3号

平成17年1月31日水企訓令第1号

令和2年5月20日水企訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部の公印の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において公印とは、公文書に使用する組合印及び職印をいう。

(名称等)

第3条 公印の名称、寸法、ひな形及び使用区分は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印は、業務課長が保管する。

2 公印は、業務課長が承認した場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印台帳)

第5条 業務課長は、公印台帳（別記第1号様式）を備え、印影を徴し、公印に関して必要な事項を記載しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、決裁済の起案文書又は押印すべき文書を業務課長又は公印取扱者（業務課長があらかじめ指名する者をいう。）に提示して確認を得なければならない。

2 業務課長又は公印取扱者は、前項の確認において適当と認めたときは、決裁済の起案文書又は押印すべき文書の所定欄に証印し、公印使用簿（別記第2号様式）に必要な事項を記載させた上で、公印を使用させるものとする。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第7条 公印の新調、改刻又は廃止するときは、管理者の決裁を経てこれをしなければ

ばならない。

- 2 公印がま滅、き損又は紛失したときは業務課長は直ちにその旨を管理者に届出るとともに、ま滅又はき損した公印にあっては当該公印を、紛失した場合にあっては、その理由書を提出しなければならない。
- 3 前項の規定によりま滅又はき損した公印を廃止したときは、業務課長において廃止の日から1ケ年保存した後これを焼却する。
- 4 公印を新調、改刻又は廃止したときは直ちに印影をつけてその旨を公告しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月24日訓令第2号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日水企訓令第3号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日水企訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月20日水企訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条)

| 公印の名称 | 寸法 | ひな形 | 使用区分 |
|--------------------------------|-----------------|---|----------------|
| 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 管理者 | 方 21 ミリ メートル | 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 管理者之印 水道企業部専用 | 公文書用 |
| 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 管理者職務代理者 | 方 21 ミリ メートル | 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 管理者職務代理者之印 水道企業部専用 | 公文書用 |
| 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 水道企業部長 | 方 21 ミリ メートル | 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 水道企業部長 | 公文書用 |
| 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 水道企業部 | 方 24 ミリ メートル | 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 水道企業部之印 | 公文書用 |
| 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 企業出納員 | 方 21 ミリ メートル | 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 企業出納員之印 | 現金の出納 及び支出用 |

別記
第1号様式(第5条関係)

公 印 台 帳

| | | | |
|------|--|------------|--|
| 印 影 | | 公 印 の名称 | |
| 使用範囲 | | | |
| 使用開始 | | | |
| 廃 止 | | | |
| 備 考 | | | |

